

議案第六十五号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年六月二十日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

港区街づくり推進事務手数料条例（平成十二年港区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表一の部七の項から十の項まで、十一の項、十二の項、十五の項から十七の項まで、十九の項から二十三の項まで、二十五の項から二十五の五の項まで、二十五の七の項、二十五の八の項、二十五の十一の項から二十五の十三の項まで、二十五の十五の項から二十五の十九の項まで及び二十五の二十一の項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同部三十の項の次に次のように加える。

三十の二 建築基準法第四十八条第十六項第一号（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく増築、	用途地域における増築、改築又は移転の特例許可申請手数料	八万七千円	許可申請のとき。
--	-----------------------------	-------	----------

改築又は移転の特例許可の申請に対する審査			
三十の三 建築基準法第四十八条第十六項第二号（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の特例許可の申請に対する審査	用途地域における建築の特例許可申請手数料	九万二千円	許可申請のとき。

別表一の部三十二の二の項中「第五十三条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同部三十の項中「第五十三条第五項第三号」を「第五十三条第六項第三号」に改め、同部五十の二の項中「第八十六条の八第一項」の下に「又は第八十七条の二第一項」を加え、同部五十の三の項中「第八十六条の八第三項」の下に「（同法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同部五十の四の項を同部五十の六の項とし、同部五十の三の項の次に次のように加える。

五十の四 建築基準法第八十七条の三第五項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和許可申請手数料	十万八千円	許可申請のとき。
五十の五 建築基準法第八十七条の三第六項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和許可申請手数料	十九万五千円	許可申請のとき。

別表一の部五十六の項及び五十七の項、同表二の部並びに同表三の部四の項及び五の項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行による建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部改正に伴い、手数料を新設するため、本案を提出いたします。